第五条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

別表第三号中「所得税法施行規則」の下に「（昭和四十年大蔵省令第十一号）」を加え、同表第七十九号を同表第八十一号とし、同表第四十八号から第七十八号までを二号ずつ繰り下げ、同表第四十七号を同表第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）

別表第四十六号を同表第四十七号とし、同表第二十一号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条第二項第二号イの改正規定　平成三十一年七月一日

二　別表第四十七号を同表第四十八号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同表第四十七号を同表第四十八号とする部分を除く。）　平成三十一年九月三十日

（経過措置）

2　改正後の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日以後に行う同条第一項の規定による申請等について適用する。

○財務省令第二十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
（本省及び国税庁の定員）		
第一条　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一六、二五一人	
国税庁	五五、九〇六人	
合計	七二、一五七人	

改正前		
（本省及び国税庁の定員）		
第一条　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考
本省	一五、九九七人	
国税庁	五五、七二四人	
合計	七一、七二一人	

附　則

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成三十一年九月三十日までの間	一六、二八八人
国税庁	平成三十一年九月三十日までの間	五五、九五〇人

（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

3　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える改正規定を次のように改める。

第五条第二項に次の一号を加える。

四　当該添付書面等記載事項（国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。）の電磁的記録（当該電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法

第五条第六項の改正規定中「「方法により」の下に「送信させ、又は提出」を、「」を」の下に「送信」を加え」を削る。

別表第三十八号の改正規定中「同表第三十八号」を「同表第三十九号」に改める。

附則第一項第二号中「（「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。）」を削り、同項第四号中「、同項」を「及び同項」に改め、「及び同条第六項の改正規定（「第六項」を「第七項」に改める部分を除く。）」を削る。

附則第四項中「第三号」を「第四号」に改める。